

京都市消防団員等公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年4月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第2号

京都市消防団員等公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則
京都市消防団員等公務災害等補償条例施行規則の一部を次のように改正する。

第7条の3第3号を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(消防局総務部庶務課)